

令和5年12月1日

## 人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用  
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について  
（平成6年7月27日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、令  
和6年1月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改  
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第3条関係 1～5（略） 6 年次休暇の単位は、1日とす る。ただし、特に必要があると 認められるときは、 <u>1時間（人 事院規則15—14（職員の勤 務時間、休日及び休暇）第7条</u>	第3条関係 1～5（略） 6 年次休暇の単位は、1日とす る。ただし、特に必要があると 認められるときは、 <u>1時間</u> を単 位とすることができる。

第1項第3号に規定する職員の勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間が定められている非常勤職員にあっては、1時間又は15分)を単位とすることができる。

- 7 1時間又は15分を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間。以下同じ。）をもって1日とする。

#### 第4条関係

- 1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

- (5) この条の第1項第6号の「人事院の定める親族」は、人事院規則15—14別表第2の親族欄に掲げる親族とし、同号の「人事院の定める期間」は、同規則第22条第1項第13号に規定する休暇

- 7 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間。以下同じ。）をもって1日とする。

#### 第4条関係

- 1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

- (5) この条の第1項第6号の「人事院の定める親族」は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）別表第2の親族欄に掲げる親族とし、同号の「人事院の定める期間」は、同規則第22

<p>の例によるものとする。</p> <p>(6)～(18) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>条第1項第13号に規定する 休暇の例によるものとする。</p> <p>(6)～(18) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

以 上